

経理・人事部門の基本有用情報

## 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 日印社会保障協定

平成 28 年 7 月 20 日に「社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定」の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、日印社会保障協定は平成 28 年 10 月 1 日に効力を発生することになりました。

### 適用範囲

日印社会保障協定は、日本においては国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金について適用され、インドにおいては被用者のための老齢年金及び遺族年金、被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金、具体的には Employees' Provident Fund および Employees' Pension Scheme について適用されます（社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定第 1 条(c)および第 2 条）。実務上、日本においては国民年金および厚生年金保険、インドにおいては Employees' Provident Fund（以下、PF）の適用が多いためこれらにフォーカスします。また、今回はインドから日本に派遣される従業員を念頭に解説します。

なお、インドでは個人事業主に適用される公的年金制度が存在しないため、インドで個人事業を営んでいる二十歳以上の者が日本に中長期にわたって滞在する場合は日印社会保障協定の適用を受けられず、日本の国民年金への加入義務が発生します。

### 二重加入の問題の解消

今までは、インドの企業から日本の支店や子会社に派遣された従業員は、日本で就労しながらもインドの PF に加入し続けたため、インドで支払いを受ける給与等から PF の掛金が控除され続けると同時に、日本では国民年金または厚生年金保険に加入し、二重の保険料を負担していました。インドの PF および日本の厚生年金保険は共に雇用主による掛金・保険料の納付が義務付けられているため、企業も二重の負担を強いられていました。

平成 28 年 10 月 1 日以降は、インドの企業にインド国内で雇用される従業員が日本に派遣される場合、その派遣期間が 5 年以内であればその従業員はインドの PF に継続加入し、日本の国民年金または厚生年金保険への加入義務が免除されます。

### 掛け捨て問題の解消

日本の国民年金・厚生年金保険から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給するためには 25 年以上の被保険者期間が必要です（国年法 26 条、厚年法 42 条）。しかし、インドから日本に派遣された従業員が日本に 25 年以上滞在することはほとんどなく、多くはインドに帰国した後に脱退一時金を請求し、納付した国民年金保険料・厚生年金保険料の一部の払い戻しを受けています。日本の公的年金制度はインドの PF のように個人別に管理されている準備基金制度・積立制度ではなく、世代間の相互扶助の精神に則った制度であるため納付した保険料の全額は還付されません。

平成 28 年 10 月 1 日以降は、日本の国民年金または厚生年金保険に加入していた期間をインドの PF に加入していた期間として通算できるため、インドの老齢年金受給に必要な 10 年の加入期間を満たしやすくなります。インドに帰国した後に脱退一時金を請求すると日本の国民年金または厚生年金保険に加入していた期間は消滅しインドの年金制度への加入期間として通算されないので注意が必要です。

### もう少し補足！

インドから日本に派遣される従業員が日本の国民年金または厚生年金保険への加入を免除されるためには、インドの Employees' Provident Fund Organization から適用証明書の交付を受けなければなりません。平成 28 年 10 月 1 日以前よりインドから日本に派遣されている従業員およびその帯同配偶者は、従業員が適用証明書の交付を受けることで日本の年金制度の資格を喪失することができます。